

## 25年度 税制改正

\* 復興特別所得税の創設(平成25年から平成49年までの  
各年分の所得税に係る基準所得税額が対象)

復興特別所得税の納税義務者は ..... 個人の方で所得税を納める義務のある方は、復興特別  
所得税も併せて納めることとなりました。

$$\text{復興特別所得税額の計算} = \text{基準所得税額} \times 2.1\%$$

基準所得税額 ..... 居住者はすべての所得に対する所得税額

給与所得者の場合 ..... 平成25年源泉徴収税額表の表紙説明文に記載されているとおり  
復興特別所得税額がふくまれていますので、今までとおり税額表  
で徴収し納付してください。

申告者の場合 ..... 所得金額×所得税率(%) + 基準所得税額×2.1%  
例えば → 所得金額180万円の場合、税率は5%ですので税額は90,000円。  
ここに2.1%かけていただくと1,890円が復興特別所得税額とな  
り合計納税額は、91,890円となります。

\* 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の  
必要経費算入特例の延長

中小企業者等が30万円未満の少額減価償却資産を取得した場合  
の即時償却(合計額300万円が限度)の適用期限が  
平成26年3月31日まで2年延長されました。

平成24年4月1日から  
平成26年3月31日  
までの間に取得した  
資産。

(適用時期)

\* 個人住民税の税率の特例

個人住民税均等割について、地方公共団体が実施する防災施策費用の財源として、平成26年度  
から平成35年度までの道府県民税・市町村民税がそれぞれ500円ずつ引き上げられます。  
この結果、標準税率(税額)は5,000円(改正前:4,000円)になります。